地域活動推進事業助成金に係る公募について

次のとおり助成金の希望者を公募します。

令和6年2月1日

（一財）香川県婦人教育協会　理事長　野田法子

１ 公募に付する事項

（１） 助成金名

地域活動推進助成金

（２）助成対象期間

令和6年4月1日～令和7年2月28日

（３）助成金の交付対象及び交付額

助成金の交付対象となる経費は、地域活動推進事業の実施に当たり必要な経費とし、給与や家賃・光熱水費など経常的経費及び租税公課は除きます。ただし、事業実施のために臨時に雇い入れたものに対する給与・報酬等の人件費はこの限りではありません。

1団体につき200,000円を上限とし、選考委員会の意見をもとに理事会において決定しますが、特に必要と認められる場合は上限額を超えて決定することもあります。

（４）対象者

香川県内において、女性の自立と社会参画の促進に資する地域活動事業を実施している女性団体

２ 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとします。

　①　主に香川県内において活動している団体であること。

②　主に女性からなる団体であること。

③　継続して事業活動を行っている団体であること。

３ 応募方法

助成金応募申請書及び応募資格要件に適合することを証明する書類を（一財）香川県婦人教育協会に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。助成金応募申請書は、１団体につき１件のみ受け付けます。

(受付期間) 　令和6年2月1日（月）から令和5年2月28日（火）まで

（土・日曜日、祝日を除く。）

(受付時間)　 9:30～15：30

(提出書類) ①　助成金応募申請書

②　団体の規約、定款等活動内容がわかるもの

③　令和4年度の事業実績がわかるもの（決算書等）

④　役員名簿

４　失格事由

提出された助成金応募申請書等が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

①　提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

②　提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど要件に適合しないとき。

③　提出書類に虚偽又は不正があったとき。

５　選定方法

助成金選考委員会規定に基づく選考委員会において選考した結果をもとに決定し、書類にて選考結果を通知します。

６ 応募・照会先

〒760-0017 香川県高松市番町一丁目10－35　香川県社会福祉総合センター内５階

（一財）香川県婦人教育協会

TEL：087-831-8580 ／ FAX：087-862-1666

７　その他

（１）提出書類の作成及び関係書類の提出等に要する費用は、全て応募者の負担とします。

（２）提出書類は返却しません。

令和6年度　（一財）香川県婦人教育協会助成金交付申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団　体　名 | |  |
| 事　業　名 | |  |
|  | 日　時 |  |
| 場　所 |  |
| 主催者 |  |
| 事業内容 |  |
| 事業費 |  |
| 助成金交付  希望金額 | |  |
| 上記の使途  及び積算 | |  |

　　注）適宜、資料を添付すること

地域活動推進助成金審査要領

　女性団体が実施する女性の自立と社会参加の促進に資する地域活動推進助成金の審査に関し、必要な事項を定める。

１　審査方法

（１）　審査は、応募者から提出された書類により、助成金選考委員会規定に基づき設置した審査委員会において文書審査で行う。

（２）　審査基準は、下記による。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価内容 | 配点 |
| 内容の  適格性 | 事業内容が女性の自立と社会参画の促進に資するものとなっていること。 | ２５点 |
| 実現性 | 事業計画の内容が実現可能であること。 | ２５点 |
| 地域性 | 地域の実情に応じた取り組みであること。 | ２５点 |
| 組織性 | 事業計画が実現できる組織であること。 | ２５点 |

（３）　団体の選定は、●名の審査員が、審査項目ごとに採点する。なお、審査の結果、応募が最低基準点（満点の5割）に達しない場合は不採択とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 特に優れている | 優れている | 普通 | あまり良くない | 良くない |
| ２５ | ２０ | １３ | ７ | １ |